

# 改正児童福祉法について（第二部）

厚生労働省子ども家庭局

# 目次

## 1.市町村関係

### <家庭支援事業>

- 改正概要…………… p3
- 子育て世帯訪問支援事業
  - ・子育て世帯訪問支援臨時特例事業（概要）…………… p4
  - ・子育て世帯訪問支援臨時特例事業 類似事例…………… p5
  - ・子育て世帯訪問支援臨時特例事業 Q&A…………… p6
- 児童育成支援拠点事業
  - ・子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業（概要）…………… p9
  - ・子どもの居場所支援臨時特例事業 類似事例…………… p10
  - ・子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業 Q&A…………… p11
- 親子関係形成支援事業
  - ・保護者支援臨時特例事業（概要）…………… p15
  - ・保護者支援臨時特例事業 類似事例…………… p16
  - ・保護者支援臨時特例事業 Q&A…………… p17
- 子育て短期支援整備事業・子育て短期支援臨時特例事業（概要）…………… p20

## 2.都道府県等関係

### <里親支援センター・妊産婦等生活援助事業>

- 改正概要…………… p22
- 里親支援センター
  - ・里親支援（フォスタリング事業実施機関）の取組事例…………… p23
- 妊産婦等生活援助事業
  - ・特定妊婦等支援整備事業・特定妊婦等支援臨時特例事業（概要）…………… p24
  - ・特定妊婦等支援臨時特例事業 Q&A…………… p25
  - ・妊産婦等生活援助支援の取組事例…………… p27

### <社会的養育経験者の自立支援>

- 改正概要…………… p28
  - ・社会的養護自立支援整備事業・社会的養護自立支援実態把握事業（概要）…………… p29
  - ・社会的養護自立支援実態把握事業 Q&A…………… p30
  - ・社会的養育経験者の自立支援の取組事例…………… p31

### <都道府県社会的養育推進計画>

- 都道府県社会的養育推進計画の見直しについて…………… p32
- 改定スケジュールイメージ…………… p33

## 3.共通事項

### <令和3年度安心子ども基金の執行（制度改正関係）について>

- >…………… p35

- <新たな家庭支援事業及び子ども家庭センターの市町村子ども・子育て支援事業計画等の取扱いについて>…………… p36

# 1. 市町村関係



# 市区町村における子育て家庭への支援の充実

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。  
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

## 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。  
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

## 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行う  
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

## 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。  
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

## 子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

## 一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

## 地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

# 子育て世帯訪問支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

## 事業概要

- 家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭が増加しており、子どもの養育だけではなく、保護者（妊産婦を含む）自身が支援を必要とする家庭が増加している。
- こうした需要に対応するため、訪問支援員が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

## 実施主体

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

## 支援対象

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦

## 支援内容

- ・家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ・育児支援（保育所等の送迎支援や地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等を含む）

## 補助割合

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

（参考）支援の様子

## 補助基準額

訪問支援費用	1時間当たり	1,500円（3,000円）
交通費	1件当たり	930円（1,860円）
事務費（管理費）	1事業所当たり	564,000円

※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、訪問支援費用及び交通費について補助額の加算を実施。

括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額



家事支援のイメージ



育児支援のイメージ

東京都千代田区における訪問支援  
(育児支援訪問事業)

## 取組の概要

- **ケアプランを作成し、サービス内容を確認**
  - ・ 母子健康手帳交付時から産後1年未満（多胎児の場合は2年未満）の妊産婦や、要支援児童・要保護児童等がいる家庭を対象にしている。
  - ・ 申込時に必要なサービス内容を確認し、ケアプラン（どのようなサービスを提供するか）を作成。区が委託しているベビーシッター会社のベビーシッターや、ヘルパー事務所のヘルパーが訪問している。

### 具体的な支援内容

食事の準備、調理・片付け、生活スペースの掃除機がけ、近所（片道30分以内）への日用品の買い物、保育園等への送迎、区の相談員による子育て支援サービスの案内・利用調整など

## 利用者負担

- ・ 1時間1,000円＋交通費  
↳利用者負担額軽減あり

## 事業者

- ・ 区が委託しているベビーシッター会社のベビーシッターや、ヘルパー事務所のヘルパーが訪問している。

東京都品川区における産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成

## 取組の概要

- **家事支援に加えて、育児不安の解消等を重視した支援**
  - ・ 生後1歳になるまでの乳児を育児中の方が、品川区と提携している事業者（産後ドゥーラ）の家事・育児支援サービスを利用した場合に、サービス料の一部を助成している。
  - ・ 家事・育児支援に加えて、相談対応や心と体のサポート等を受けることで、母子の安定した愛着形成と育児不安の解消につなげることを目的としている。

### 具体的な支援内容

産後プランニング、保護者の不安や悩みの傾聴、食事の準備、離乳食、掃除・片付け、上の子の保育、沐浴指導、育児アドバイス など

## 利用者負担

- ・ 利用者負担は産後ドゥーラが設定  
※利用者負担に対し、以下の助成を実施  
プランニング：1回限り 1,000円  
支援サービス：利用時間1時間につき2,700円  
↳利用上限等あり

## 事業者

- ・ 産後ドゥーラ（産前産後を支えるための知識・技術を習得し、一般社団法人ドゥーラ協会の認定を受けた産前産後ケアの専門家）

浜松市における訪問支援（はますくヘルパー利用事業）

## 取組の概要

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援**
  - ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するため、平成28年10月より、「はますくヘルパー利用事業」を開始。妊娠中又は出産後1年未満の時期にあって、身近に相談できる者がなく、家事や育児を行うことが困難な者に対し、育児支援ヘルパー（訪問支援員に相当）が家事又は相談しやすい「話し相手」等による相談支援を実施している。

### 具体的な支援内容

食事の準備、衣類の洗濯・補修、生活必需品の買い物、兄弟の遊び相手、妊娠・出産・育児に関する傾聴・相談、授乳相談、おむつ相談、環境整備相談 など

## 利用者負担

- ・ 1,350円～2,700円＋交通費  
↳事業所ごと金額が異なる  
↳利用者負担額軽減あり



## 事業者

- ・ (株)アイケア、(公社)浜松市シルバー人材センター、(一社)ここみ、NPO法人外出支援センター、(社)5福)天竜厚生会

# 子育て世帯訪問支援臨時特例事業Q&A①

## Q1 この事業の支援対象像を教えてください。

この事業は、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。

支援対象としては、以下の①～④のいずれかに該当する家庭を想定しています。

- ① 保護者のない家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが必要と認められる妊婦のいる家庭
- ④ その他、市町村が特に支援が必要と認めた家庭

## Q2 具体的にはどういった事業を行うのでしょうか。

Q1のような支援対象の家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、以下の支援を実施いただきます。

- ① 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ② 育児支援（保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育、地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等）

① 家事支援	② 育児支援
食事の準備・後片づけ	授乳、離乳食
洗濯	おむつ交換、沐浴補助
居室等の清掃・整理整頓	保育所等の送迎、通院・産後健診・公的機関の手続きなどの同行
生活必需品の買い物 など	地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供 など



## 子育て世帯訪問支援臨時特例事業Q&A②

### Q3

養育支援訪問事業における「育児・家事援助」とのすみわけについて、どのように考えればよいのでしょうか。

養育支援訪問事業については、令和6年度以降、専門的相談支援に特化させる予定であり、現在、行われている「育児・家事援助」につきましては、子育て世帯訪問支援事業で対応することになります。

相談支援ニーズの高い家庭については、子育て世帯訪問支援事業と養育支援訪問事業を組み合わせることも想定されることとあり、利用者の状態、ニーズに応じて活用をお願いしたいと考えています。

### Q4

家庭に訪問して支援を行う者の要件はありますか？

以下の①・②の要件を満たす方である必要があります。

- ① 家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事又は育児支援を適切に実行する能力を有する者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者など別に定める欠格事由のいずれにも該当しない者

**※ 保健師や保育士などの専門的な資格の要件はありません。**

※ 訪問した家庭が家事・育児支援等以外の支援も必要であると考えられる場合には、訪問支援員（事業所）から市町村に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐことや、研修等の実施により常に訪問支援員の質の向上に努めていただくようお願いします。



# 子育て世帯訪問支援臨時特例事業Q&A③

## Q5 どういった団体に事業を委託できますか？

具体的な委託事業所としては、既に介護サービス等で家事や育児の支援を行っている事業所や社会福祉協議会、シルバー人材センター、民間の家事代行・ベビーシッター業者、家事・育児支援について専門的な技能を有する団体など、幅広い事業者および団体を想定しています。

子どもの年齢や家庭の状況など支援ニーズに応じて、訪問支援員を選択できるよう、複数の委託事業者とすることが望ましいと考えています。

上記の点を踏まえつつ、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の支援のため、積極的に本事業の実施について検討していただければと思います。

## Q6 利用者負担を軽減する場合の補助はありますか？

経済的な負担が困難な家庭に対し、利用者負担の軽減を図る仕組みを設けています。利用者世帯の市町村民税課税額により、補助基準額が変わります。

**補助基準額 = ①訪問支援費用 - ②利用者負担額**

①訪問支援費用	延べ利用時間×	延べ利用回数×
(単 価)	3,000円	1,860円
②利用者負担額	延べ利用時間×	延べ利用回数×
ア. 生活保護世帯	0円	0円
イ. 市町村民税 非課税世帯	300円	190円
ウ. 市町村民税所得割額 77,101円未満世帯	600円	530円
エ. その他世帯	1,500円	930円

※ 市町村で定めた利用料が、②利用者負担額を上回る場合や課税状況を確認しない場合は、全ての世帯 「エ.その他世帯」として算出してください。

# 子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

## 事業概要

不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対する居場所の整備に必要な整備費・改修費の支援を行うとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の子どもの居場所に関する総合的な支援を実施する。

## 子どもの居場所支援整備事業（整備費）

### 【実施主体】

市町村

### 【補助割合】

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

### 【補助基準額】

1か所当たり 17,635千円

## 子どもの居場所支援臨時特例事業（運営費）

### 【実施主体】

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

### 【支援対象】

家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子ども

### 【支援内容】

- ①安心・安全な居場所の提供
- ②生活習慣（手洗い・うがい、歯磨き）の形成
- ③学習（宿題の見守り等を含む）の支援
- ④食事の支援
- ⑤課外活動の提供
- ⑥専門職による支援計画の策定 など

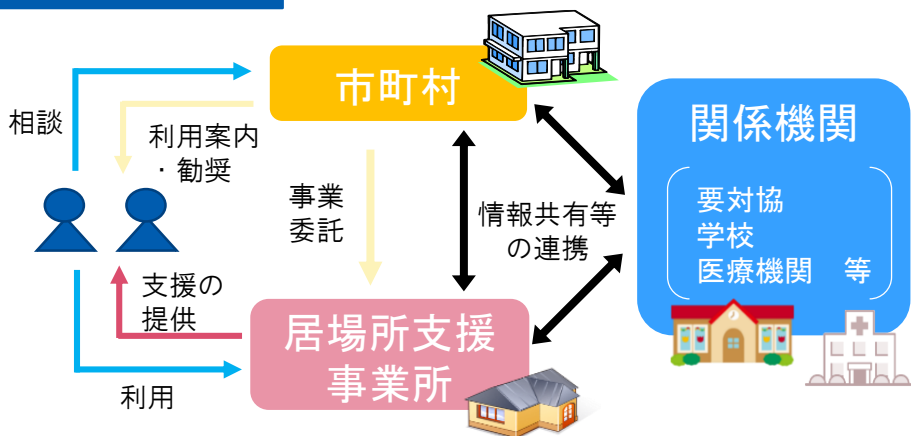
### 【補助割合】

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

### 【補助基準額】

①基本分	専門職を配置しない場合	1か所当たり	14,592千円
	専門職を配置した場合	1か所当たり	15,850千円
②賃借料支援加算		1か所当たり	3,000千円
③開設準備経費加算		1か所当たり	4,000千円

## 支援のイメージ



（参考）支援の様子



中高生向けのフリースペースの様子



食事の支援の様子



専門職による面談の様子

## 認定NPO法人 Learning for Allによる子どもの居場所支援

### 取組の概要

#### ● 安心・安全な居場所の提供を通じた学齢期の子どもへの支援

- 安心安全な居場所を提供し、子どもの発達段階やニーズに応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談、毎日の食事の提供等、多様な支援を実施するとともに、孤立した保護者への相談・伴走支援を実施。
- 子ども・家庭の状況をアセスメントし、子ども一人ひとりの支援計画を作成しており、虐待の早期発見・予防や専門的ケアを実施。
- 学校や行政など多くの機関と連携し、居場所支援につなぐとともに、その他の必要な現場に繋ぎ、切れ目のない支援を届けている。

### 支援対象者

- 課題を抱えた子ども  
(例：経済的困窮、ネグレクト、不登校、高校中退等)
- 外国にルーツをもつ子ども 等

### 利用者負担

- 利用者負担無し



小学生向けの  
児童施設の様子



中高生向けの  
フリースペースの様子



専門職による  
面談の様子

## 認定NPO法人 Kidsdoorによる子どもの居場所支援

### 取組の概要

#### ● 高校生世代への支援

- 課題を抱えた高校生（浪人生を含む）を対象に学習支援のみならず、進路や生活に関する悩みの相談、食事の提供まで、幅広く支援を実施。
- 社会体験や文化的資源にふれるイベント・ワークショップの開催等も実施。

#### ● 小中学生への支援

- 課題を抱えた小中学生を対象に、学習支援を提供するとともに、家庭の事情で満足に食事がとれない子どもに対しては、食事の提供支援を通じて、安心して、落ち着いて勉強が出来る環境を提供。

### 支援対象者

- 課題を抱えた子ども  
(例：経済的困窮、ネグレクト、不登校、高校中退等)
- 外国にルーツをもつ子ども 等

### 利用者負担

- 利用者負担無し

### 支援の様子



高校生を対象とした  
居場所型学習支援の様子



居場所に通う子どもの  
課外活動の様子



中学生を対象とした  
居場所型学習支援の様子

# 子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業Q & A ①

## Q1 この事業の支援対象像を教えてください。

養育環境上の課題等により家庭や学校に居場所がなく、居場所における支援を望む学齢期以降の子どもを支援の対象と考えています。

なお、基本的には学齢期の子どもを対象としつつも、ヤングケアラーの兄弟姉妹等、必要に応じて幼児もあわせて支援を提供することができるようにしています。事業の実施に当たっては、各家庭の状況も踏まえ、柔軟に支援を提供いただけるようお願いいたします。

## Q2 具体的にはこういった事業を行うのでしょうか。

以下①～⑥の取組を包括的に実施いただく必要があります。ただし、支援を常時提供しなければならないわけではなく、支援対象者から支援を求められた際に、確実に支援を提供できる体制を整備いただければ大丈夫です。

- ① 安心・安全な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
- ⑥ 学校、医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関と日常的に連携を行い、事業の趣旨や各機関が把握している子どもの情報が共有されやすい関係の構築

## Q3

どのように支援対象者につながるのでしょうか。

養育環境上の課題等により、居場所における支援が必要な家庭を、関係機関が把握し、接続することを想定しています。具体的には、

- ・要保護児童対策協議会におけるケース事例からの接続
- ・学校等におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーからの接続

などが想定されます。このため、事業実施にあたっては、子どもや家庭を取り巻く多様な支援機関に対し、本事業を実施する旨、周知いただければと思います。

## Q4

こういった場所で事業を実施できますか？

児童養護施設、児童館、児童家庭支援センター等の子育て関連施設や、その他市町村が子どもの居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）を想定しています。

なお、より多くの地域で、家庭や学校に居場所のない学齢期の子どもの居場所を整備するため、改修費についても補助対象としたうえで、改正法施行までの間、補助率を通常の整備費よりも嵩上げ（国2 / 3負担）し、集中的に支援することとしています。積極的な活用をお願いします。



# 子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業Q & A ③

## Q5 どういった団体に事業を委託できますか？

本事業については、特段の主体制限を課さず、民間企業やNPO、社会福祉法人などが参入できるようにしています。

具体的には、これまで類似の居場所事業などの運営に携わってきた団体等への委託が考えられますが、子どもへの対応にかかわる知識やノウハウが一定程度あれば幅広い事業者が参入できるものと考えています。

上記の点を踏まえつつ、困難を抱えた子どもたちに居場所を提供する支援体制の整備を図るため、積極的に本事業の実施について検討していただければと思います。

## Q6 従事者の資格要件はありますか？

児童福祉事業及びそれに類する業務に従事していた経験を持つ方に従事していただくことを想定しています。

「類する業務」としては、子ども食堂でのボランティア等、子どもと関わり、本事業に類似する経験が該当します。経験年数等についても、国としての要件はありませんが、対象となる児童に適切な支援を行う能力等を考慮した上で配置ください。

## Q7 どの程度開所する必要がありますか？

原則12時～20時を目途とし、地域における学校の授業の終了時刻その他の状況等を考慮して定めていただくことを想定していますが、地域の実情に応じて、事業目的を履行できるか十分に検討の上、事業開始及び終了時間については、柔軟に検討ください。

一方で、居場所を活用した包括的支援を行うという目的を踏まえると、1日8時間程度の開所が必要と想定していますので、開所時間の短縮は慎重に検討ください。

なお、年間250日（週5日）程度開所いただくことを想定しています。

※ 特例として200日以上の開所でも可。

# 子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業Q&A④

## Q8

年度途中で事業を開始する場合の開所日数はどうなりますか？

開所日数については、子ども達に恒常的な居場所を提供して生活基盤を整える観点から、250日（週5日程度）の開所をお願いしたく、設定しています。

このような趣旨に鑑みて、年度途中に開所（閉所）する場合には、年間通して開所した場合の開所日数が何日となるか（運営規程どおりに開所した場合に年間何日開所となるか）でご判断いただければと思います。

※ 実態として年間250日開所する必要がない場合には、特例として年間200日以上（週4日程度）開所であっても本事業の対象となります。なお、年度途中に開所（閉所）する場合も、年間通して開所した場合の開所日数が200日以上であれば対象となります。

## Q9

本事業で想定されている対象者以外も利用している子ども食堂において、本事業の活用は可能ですか？

子ども食堂は、NPOなどの民間団体や住民など地域の様々な方が子どもと関わる中で、虐待や貧困といった困難を抱える子どもや家庭に気が付くことができる場であると認識しています。

そのような、支援が必要な子どもたちに対して、居場所を介した包括的支援を行う本事業を活用することで、より手厚いサポートを展開いただくことも想定しています。取り組み内容が本事業の要件に合致すれば支援対象となります。

なお、同じ施設内で、他の国庫補助事業等を実施している場合には、運営や経理等を適切に区分して実施いただきますようご注意ください。



# 保護者支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

## 事業概要

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する。

## 実施主体

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

## 支援対象

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えた子育て家庭

## 支援内容

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対するペアレントトレーニングの実施

## 補助割合

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

## 補助基準額

- ・ペアレントトレーニング 1人当たり 16,400円（32,800円）
- ・保護者指導支援プログラム資格取得支援 1市町村当たり 100,000円

※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、補助額の加算を実施。

括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額

## 支援イメージ



## あきやま子どもクリニック(東京都三鷹市)による保護者支援

### 取組の概要

- 子育て家族支援団体SomLic(ソムリック)と協働して、講義、グループワーク、ロールプレイ等を内容とするペアレントトレーニングを実施。
- 90分×6回(+フォローアップ1回)を1つの講座として実施。
- 1講座10名程度を定員とする。
- 別室保育室を設置し、保育士等による預かり保育も実施。

### 講座内容例

- プログラムは下記のとおり。  
 (第1回) 子どもの育ちにつながるほめ方  
 (第2回) 子どもの行動のタイプ分けと対応  
 (第3回) 子どもの行動の背景とは？  
 (第4回) 困った行動が起きる前の工夫  
 (第5回) 効果的な伝え方  
 (第6回) 子どもの不適切な行動への対応  
 フォローアップ回



### 支援対象者

- 1歳～就学前の子どもを養育している保護者  
 ※プログラムの実施内容により、支援対象者の変更あり。

### 利用者負担

- (1回当たり) 500円  
 ※プログラムの実施内容により、利用者負担額の変更あり。

### 支援の様子



## 世田谷区 (親支援事業 (ペアレントトレーニング))

### 取組の概要

- まめの木クリニックを中心に実施されている「精研式ペアレントトレーニング」のトレーナー養成課程を修了した臨床心理士等が、各回のテーマに応じてペアレントトレーニングを実施する。
- 90分×7回を1つの講座として実施。
- 1講座8名程度を定員とする。
- 受講者が保育を希望する場合には、預かり保育を実施。

### 講座内容例

- 1講座のテーマの例は以下のとおり。  
 (第1回) 行動を3つに分ける  
 (第2回) 肯定的な注目を与えよう  
 (第3回) 好ましくない行動を減らす  
 (第4回) 子どもの協力を増やす方法①  
 (第5回) 子どもの協力を増やす方法②  
 (第6回) 制限を設ける～警告とペナルティ  
 (第7回) これまでのふりかえり

### 支援対象者

- 子育てに不安や悩みを抱える、概ね3歳～小学3年生の子どもを養育している保護者  
 ※プログラムの実施内容により、支援対象者の変更あり。
- 参加希望者が定員を超えた場合は、抽選により参加者を決定する。

### 利用者負担

- 無料

# 保護者支援臨時特例事業Q&A①

## Q1 この事業の支援対象像を教えてください。

この事業は、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることにより、健全な親子関係の形成を図ることを目的としています。

支援対象としては、親子の関係性や子どもとの関わり方等に不安を抱えている18歳未満の子どもを養育する家庭で、次のいずれかに該当する家庭を想定しています。

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ② 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ③ 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村が当該支援を必要と認めた家庭

## Q2 具体的にはどういった事業を行うのでしょうか。

子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、保護者に対して、

- 講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを実施するとともに、
- 同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みを相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける

ことをお願いします。

具体的には、

- 定員10名程度で、概ね5～8回（各回90分～120分程度）を目安に、グループワークを通して「子どもの褒め方」「子どもの不適切な行動への対応」などを、対話を通して学ぶ。

などが想定されます。

### Q3 どういった団体に事業を委託できますか？

本事業については、特段の主体制限を課さず、民間企業やNPO、社会福祉法人などが参入できるようにしています。

具体的には、例えば発達障害等に関してペアレントトレーニングを実施している事業者等へ委託したり、ペアレントトレーニングを提供している講師を招いて、市町村で実施することも考えられます。

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者の支援に向けて、積極的に本事業の実施について検討していただければと思います。

### Q4 他の保護者支援とはどのような違いがありますか？

現在行われている親子関係の支援については、

- 両親学級・育児学級等による沐浴や歯磨きの方法等、子育てに関する一般的な知識を、支援の必要性の低い者を含めた多くの家庭に対して提供するものや、
- 児童養護施設等に入所している子どもの保護者に対する指導・カウンセリングといった支援の必要性が特に高い家庭を対象として行われている支援プログラム

などがあると想定しています。

これらを踏まえ、本事業は、支援の必要性が特に高いとまでは言えないものの、日常的な子どもとの関わり方に不安を抱え、子育てに向き合うことが難しくなっている保護者に対して、不適切な養育状況に陥る前に、可能な限り早期に子どもとの関わり方に関する支援を行うことを想定しています。

## Q5 支援を行う者の要件はありますか？

特に資格要件などはありませんが、子どもにかかわる業務に従事していた経験を有する者であって、適切にプログラムを実施できると市町村が認める方を置いてください。

なお、本事業では、ペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援も行っています。プログラム実施に当たって、人材の確保が必要な場合には、これらも活用して、事業の実施をご検討ください。

### 保護者指導支援プログラム取得支援

対象	金額
1 市町村あたり	100,000円

## Q6 利用者負担を軽減する場合の補助はありますか？

経済的な負担が困難な家庭に対し、利用者負担の軽減を図る仕組みを設けています。利用者世帯の市町村民税課税額により、補助基準額が変わります。

**補助基準額 = ①ペアレントトレーニング実施費用 - ②利用者負担額**

①ペアレントトレーニング実施費用	延べ利用者数 ×
(単 価)	32,800円

②利用者負担額	延べ利用者数 ×
ア. 生活保護世帯	0円
イ. 市町村民税非課税世帯	3,200円
ウ. 市町村民税所得割額77,101円未満世帯	6,560円
エ. その他世帯	16,400円

※ 延べ利用者数とは、1利用者が1講座（全8回程度）を利用した場合、1人とカウントします。

※ 市町村で定めた利用料が、②利用者負担額を上回る場合や課税状況を確認しない場合は、全ての世帯 「エ.その他世帯」として算出してください。



# 子育て短期支援整備事業・子育て短期支援臨時特例事業・一時預かり利用者負担軽減事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

## 事業概要

レスパイトケアを必要とする子育て家庭が安定して利用出来るよう、子育て短期支援事業の受け皿整備を推進するための整備費・改修費の支援を行うとともに、専任人員の配置や、親子利用等多様化する支援ニーズに対応した支援の提供等を行い、併せて子育て短期支援事業及び一時預かり事業について、所得等に応じた利用者負担の軽減措置を講じることで、家庭・養育環境の支援を強化する。

## 子育て短期支援整備事業（整備費）

【事業内容】 子育て短期支援事業の安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援専用の居室の整備に要する費用の支援を行う事業

【実施主体】 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【補助割合】 国2/3、市町村1/12、事業者1/4 【補助基準額】 定員1人当たり 2,449千円

## 子育て短期支援臨時特例事業（運営費）

【事業内容】

### 専任人員配置支援

◆事業内容 子育て短期支援事業の専従する職員を配置し、正当な理由無く、子育て短期支援の利用を断らない施設に対して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う事業

◆補助基準額 1施設当たり 年額6,433千円

### 親子入所等支援

◆事業内容 レスパイトケアとあわせて、子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間入所させ、支援を行う事業

◆補助基準額 1世帯当たり 日額9,580円

### 入所希望児童支援

◆事業内容 保護者の育児放棄や過干渉等により、一時的な避難を希望する子どもを短期間受け入れ、支援を行う事業

◆補助基準額 児童1人当たり 日額4,740円

### 利用者負担軽減支援

◆事業内容 支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業

◆補助基準額 生活保護世帯 日額5,000円 年収360万円未満世帯 日額3,500円  
住民税非課税世帯 日額4,000円 其他要支援児童のいる世帯 日額2,500円

【実施主体】 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【補助割合】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

## 一時預かり利用者負担軽減事業

【事業内容】 支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業

【補助基準額】 生活保護世帯 日額3,000円 年収360万円未満世帯 日額2,100円  
住民税非課税世帯 日額2,400円 其他要支援児童のいる世帯 日額1,500円

【実施主体】 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【補助割合】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

## 2. 都道府県等関係





# 都道府県等・児童相談所による支援の強化

- **児童相談所の業務負荷が著しく増大**する中で、**民間と協働**し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
  - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、**親子再統合支援事業**を制度に位置づける。
  - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、**里親支援センター**を児童福祉施設として位置づける。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など**支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業**を制度に位置づける。

## <親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。  
例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

## <里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった**里親支援事業**や、**里親や委託児童等に対する相談支援等**を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

## <妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- **家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども**（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの**日常生活の支援**を行う。**養育に関する相談・助言**、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

# 里親支援（フォスタリング事業実施機関）の取組事例

## 大阪府 NPO法人キーアセットの活動

大阪府では、全ての児童相談所管内に1か所ずつ、民間フォスタリング機関の設置を目指し、事業委託を推進している。（全6管内のうち3管内をキーアセットに委託）

### 1. 普及促進・リクルート事業の取組

- ・委託を受けた地区において**多角的な広報活動**を展開。
- ・**様々な媒体で、繰り返し「里親募集」の共通イメージを発信**し、SNSやコミュニティ誌を通して説明会等への参加者を獲得。

《令和3年度実施状況》

説明会（お茶会含む）実施回数：106回  
SNS等への投稿：60回  
問い合わせ数：103件（重複あり）  
新規登録：9家庭

### リクルートから一貫したソーシャルワーク

リクルート活動  
地域を歩いて・・・



### 2. 里親研修・トレーニング事業の取組

- ・年間複数回の基礎・認定前研修および更新研修を実施。（**受講者数の多少にかかわらず実施**）
- ・多様な生活スタイルの方も参加いただけるよう、**週末などでも研修が受けられるよう工夫**。

《令和3年度実施状況》

基礎・認定前研修・・・4家庭      更新研修・・・・・・・17家庭



### 3. 里親委託等推進事業（マッチング）の取組

- ・協働する里親家庭について詳細かつ最新の情報を把握している強みを活かし、児童相談所から委託ケースの相談を受け、**受託可能な里親家庭を提案**（**緊急一時保護ケースを含む**）
- ・大阪府では、3つの児童相談所から事業を受託しているため、1つの児相管内で里親家庭のマッチングが難しい場合には、他の管内の里親家庭を提案するなど、**広域的な調整**も実施。

《令和3年度実施状況》

委託児童数・・・9名    一時保護委託実施家庭数・・・42家庭

### 4. 里親訪問等支援事業の取組

- ・養育上の課題が表出してからではなく、**定期的に頻りに訪問**し、養育上の課題を共に考えるだけでなく、**子どもの変化や成長を共に喜ぶ関係**を大切にしている。

《令和3年度実施状況》

訪問件数（支援回数）・・・645回





# 特定妊婦等支援整備事業・特定妊婦等支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

## 事業概要

予期せぬ妊娠等、支援の必要性の高い妊産婦に対して、出産や今後の生活について落ち着いて考えることのできる居場所の提供を行うとともに、産婦本人の養育方針や養育の不安等に応じて必要な支援機関へつなぐ体制を構築することにより、妊産婦の孤立化を防ぎ、虐待の重篤事案の防止を図る。

## 特定妊婦等支援整備事業（整備費）

### 【事業内容】

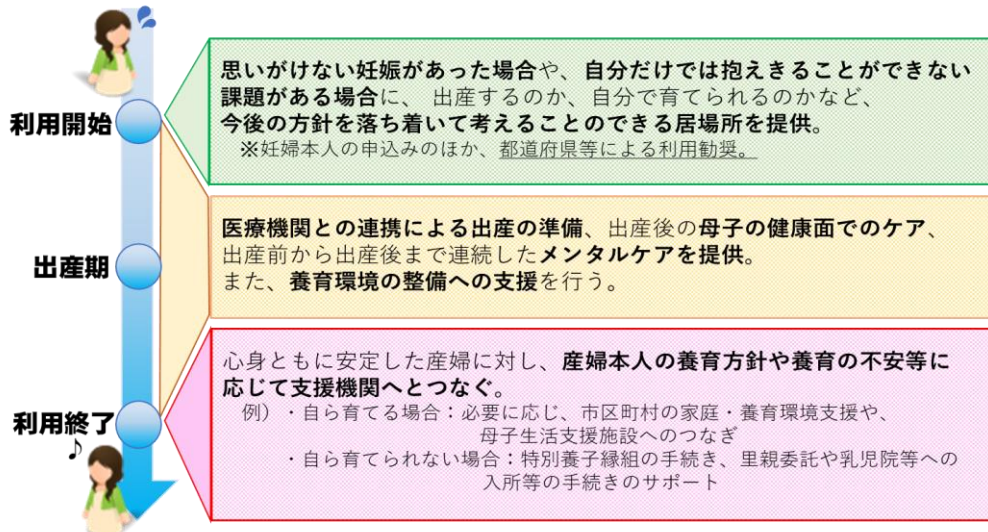
支援の必要性の高い妊産婦に対する安定的な支援の推進を図るため、心理的ケアや生活相談支援等を行う居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助割合】 国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

【補助基準額】 <整備費> 8,708千円 × 定員（世帯数）  
<改修費> 1世帯当たり 8,708千円

（支援のイメージ）



## 特定妊婦等支援臨時特例事業（運営費）

### 【事業内容】

支援の必要性の高い妊産婦を通所又は宿泊で受け入れて、心理的ケアや生活相談支援等を行うための看護師等の配置や妊産婦を受け入れた際に要する生活費等の支援を行うとともに、支援ニーズ等の実態把握や関係機関との連携に必要な費用の支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村  
（社会福祉法人やNPO法人に委託可）

【補助割合】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2  
国1/2、都道府県1/4、市・福祉事務所設置町村1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

### 【補助基準額】

基本分	1か所当たり	30,979千円
心理療法連携支援	1か所当たり	887千円
法律相談連携支援	1か所当たり	887千円
開設準備費支援	1か所当たり	4,000千円（上限額）
賃借料支援	1か所当たり	3,000千円（上限額）
実態把握・関係機関連携	1自治体当たり	5,085千円

（参考）支援の様子



# 特定妊婦等支援臨時特例事業Q&A①

## Q1 この事業の支援対象像を教えてください。

この事業は、予期せぬ妊娠などを理由に支援を必要とする妊産婦等（以下「特定妊婦等」）に対して、支援の必要性の把握を行うとともに、相談支援の実施や出産までの間、安心して生活を送ることができる居場所の提供等を行うことで、支援が必要な妊産婦等が安心した生活を行うことができるよう支援するものです。

支援を必要とする妊産婦の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングについても、本事業を活用して実施いただくことができます。

こうした事業も活用いただき、妊産婦の実態も把握いただきながら、事業の実施を積極的にご検討ください。

## Q2 具体的にはどういった事業を行うのでしょうか。

特定妊産婦等が通所または入所により安心して生活を行うことのできる居場所を提供し、

- 支援計画を作成し、
  - 特定妊産婦等が抱える妊娠・出産、出産後の生活に係る不安等に対する相談支援や、看護師等の専門性を活かした助言等や
  - 医療期間等その他関係機関へのつなぎの支援
- を実施することを想定しています。

なお、児童相談所・市町村・医療機関・母子生活支援施設・就業支援機関等の関係機関と情報共有を行い、連携して支援を行うとともに、特定妊婦等がメンタルケア等の心理的支援や法律相談支援が必要な場合には必要に応じて嘱託契約その他方法により支援を行うことが必要です。

## 特定妊婦等支援臨時特例事業Q&A②

### Q3 実施体制については要件 がありますか？

以下の①～③の職員を配置して行う支援のほか、必要に応じて④の支援を行うことを想定しています。

- ①支援コーディネーター（管理者）
- ②看護師、助産師、保健師
- ③母子支援員
- ④心理療法連携支援・法律相談連携支援

### Q4 実施場所はどういったと ころがありますか？

母子生活支援施設、乳児院、婦人保護施設、医療機関、その他都道府県等が妊産婦支援を行う場所として適当と認められた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）が想定されます。

本事業の中で賃借料支援を実施するほか、「特定妊婦等支援整備事業」において施設の整備に必要な増改築等の補助も実施しておりますので、ご活用ください。

### Q5 どういった団体に事業を 委託できますか？

本事業については、NPO等の参画も想定しており、必ずしも、産前・産後母子支援事業等の類似事業を実施していなくとも事業を実施できるよう、十分な基準額を設定するほか、各種連携に関する加算的な費用も計上しています。

このため、例えば、既に類似の事業を実施している機関・団体に限らず、困難を抱える妊産婦の支援に意欲と能力のある団体の活用も念頭に、積極的に妊産婦等への支援の実施をご検討ください。



# 妊産婦等生活援助支援の取組事例

NPO法人 ピッコラーレ(東京都)

## 取組の概要

- **社会や家族と繋がりのない孤立した若年妊婦への居場所支援**
  - ・ 社会や家族と繋がりが持てず孤立した若年妊婦のSOSを受け止める受け皿が圧倒的に不足している中、通いだけでなく、宿泊も可能な居場所を運営し、妊娠・出産やその後の生活について、落ち着いて考えることが出来るよう寄り添い型の相談支援や生活の支援を実施。
  - ・ また、医療機関等への同行支援や、関係機関への繋ぎなどの支援を実施。
  - ・ その他、相談窓口でつながった妊婦の中で、食料・その他衣食住を支える生活支援が必要な方への物品の支援を実施。

## 利用者負担

- ・ 利用者負担無し

## 取組実績

- ・ 宿泊（2部屋）による支援（令和3年度）  
利用実人数：14名（うち新生児4名、幼児1名、パートナー1名含む）  
宿泊延日数：578日  
主な支援内容：生活支援、医療機関・行政窓口への同行支援、妊娠中・産後の身体と心のケア
- ・ 通所による支援（令和3年度）  
利用延人数：89名  
主な支援内容：妊娠・出産・育児他、学習・就労等の相談支援、レスパイト支援、乳房ケア・骨盤ケア、お宮参り/お食い初めの実施、発育発達チェック等

## 支援の様子



居場所（リビング）の様子



宿泊利用の居室スペース



デイ利用  
お宮参り&100日お祝い

母子生活支援施設 百道寮(福岡市)

## 取組の概要

- **妊娠、出産、子育て、生活、自立まで切れ目のない総合的な支援を実施**
  - ・ 24時間365日の専用相談窓口を設置し、妊娠・出産等に関する悩みについて、相談者に寄り添い一緒に考える取組を実施。
  - ・ 医療機関等への同行支援を行うとともに、住まいのない妊産婦等に対しては、安心安全な居場所を提供し、入院の準備を含めて日常生活のサポートを実施。
  - ・ 出産後は、母子の将来の生活設計を一緒に考え、住まいや保育所探しの支援や、乳幼児健診等への同行支援を実施。必要に応じて母子生活支援施設への入所へつなぐ。また、地域企業と協働し、受講希望者には「就労教育訓練プログラム」を、無料で受講できる。

## 利用者負担

- ・ 利用者負担原則無し（食費等の実費負担あり）

## 取組実績

- ・ 相談件数（令和3年度） 相談件数430件（延べ対応件数3,608件）
- ・ 宿泊以外の支援（訪問支援等）  
支援実人数：10名（利用延べ日数：100日）  
主な支援内容：訪問相談、医療機関同行、物品提供、他機関紹介
- ・ 宿泊による支援（令和3年度）  
利用実人数：9名  
利用延日数：444日  
主な支援内容：生活支援、産後ケア、養育相談、カウンセリング etc.



## 支援の様子（ベビーモデルを使った沐浴指導）



# 社会的養育経験者の自立支援

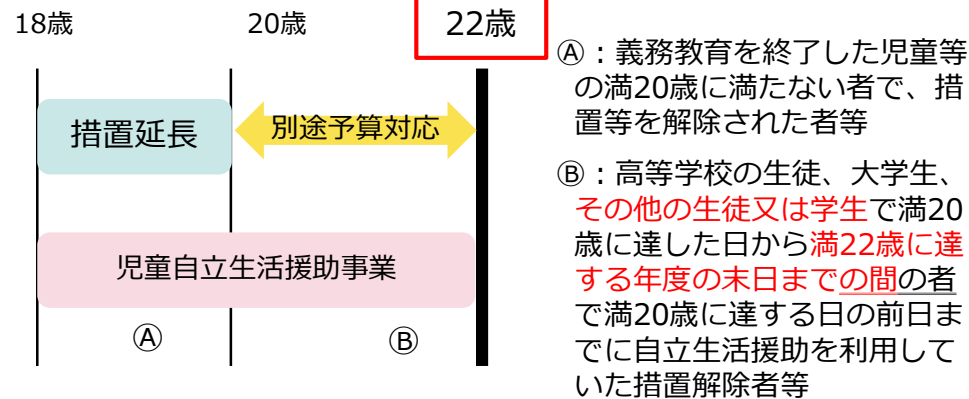
- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
    - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
    - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等との相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。
- ※ 措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

## <児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

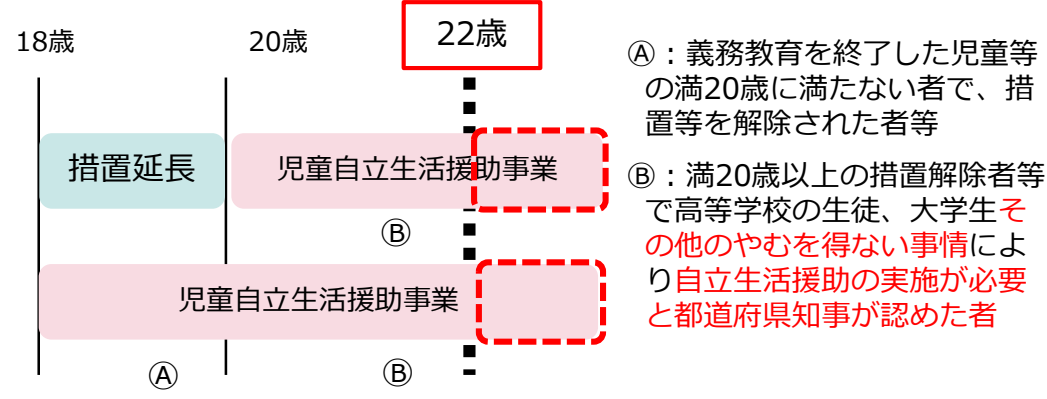
- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

### 【現行】



### 【見直し後】



## <社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象

※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合

- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。



## 事業概要

児童養護施設等の入所措置等が解除された社会的養護経験者（ケアリーバー）に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備を推進するとともに、児童養護施設等を退所した児童の実態調査等を行う費用を補助することで、どの地域であっても必要な支援が確実に提供される環境の整備を図る。

## 社会的養護自立支援整備事業（整備費）

### 【事業内容】

社会的養護経験者に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な整備費・改修費等の支援を行う。

### 【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

### 【補助割合】

国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

### 【補助基準額】

1か所当たり 17,635千円

## 社会的養護自立支援実態把握事業

### 【事業内容】

都道府県等が施設入所措置等で関わってきたケアリーバーの支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催に必要な費用の支援を行う。

### 【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

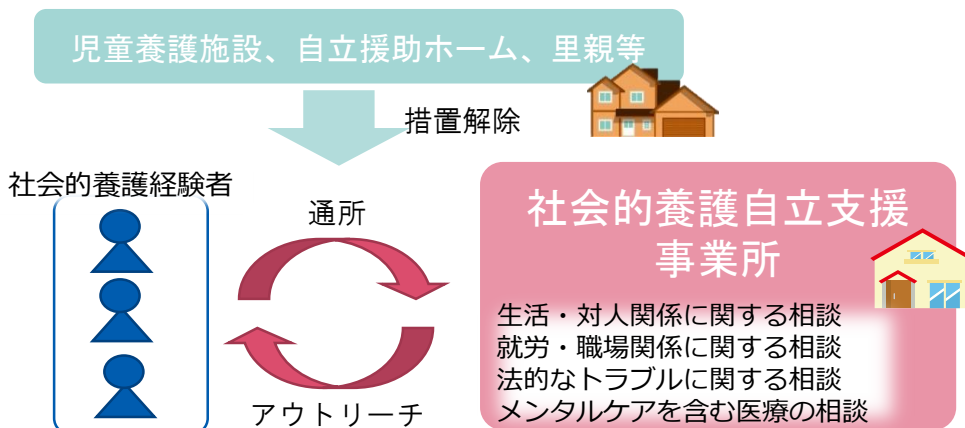
### 【補助割合】

国1/2、都道府県等1/2

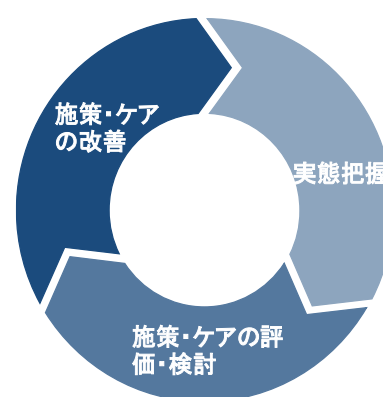
### 【補助基準額】

1自治体当たり 3,000千円

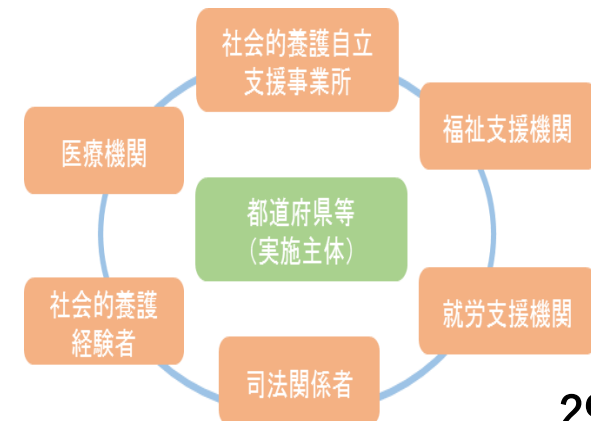
《社会的養護自立支援事業所のイメージ》



《実態把握のサイクル》



《自立支援に必要な関係機関の協議会》



# 社会的養護自立支援実態把握事業Q&A

**Q1** 社会的養護経験者等の実態把握の趣旨を教えてください。

児童養護施設等の措置解除者等については、措置等の解除後も、被虐待経験など様々な悩みを抱え、また、家庭による支援も見込みづらい中、自立に当たって困難を抱える場合も多く、自立に向けた丁寧なサポートが必要です。

このような現状を踏まえ、自立支援の提供体制の強化は急務であるため、令和6年4月の改正法施行を待たず、令和3年度補正予算において、本事業を創設したところです。

なお、今般の児童福祉法改正では、措置解除者等の実態を把握し、必要な援助を行うことを都道府県が行わなければならない業務として位置づけるとともに、社会的養育推進計画の中で自立支援の状況を把握し、支援のニーズに沿った体制を整備することとしています。

**Q2** 具体的にはどのような事業を行うのでしょうか。

自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催や都道府県等が以下に掲げる社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングを行います。

- ① 施設等に入所している者及び退所した者（母子生活支援施設にあっては保護者を含む。）
- ② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者
- ③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者
- ④ その他、在宅指導措置を受けている家庭に在る者であって、自立支援を必要とする者等、都道府県等が自立支援が必要であると認める者

**Q3** 実態調査やヒアリングの実施に当たって要件はありますか。

実態調査やヒアリングの実施に当たっては以下の①～④の取組を実施していただきます。

- ① 実態調査やヒアリングの実施にあたっては、各地域の実情を考慮した上で連絡協議会にて項目（※）を策定するものとする。
- ② 調査方法は各地域の実情に応じたものとする。ただし、社会的養護経験者等が回答を行うことが困難とならないよう留意すること。
- ③ 実態調査により得られた結果は連絡協議会に報告すること。
- ④ 調査を実施したが、回答が得られなかった社会的養護経験者等に対しては、入所していた施設等の協力を得る等して、所在の確認等の実態把握に努めること。

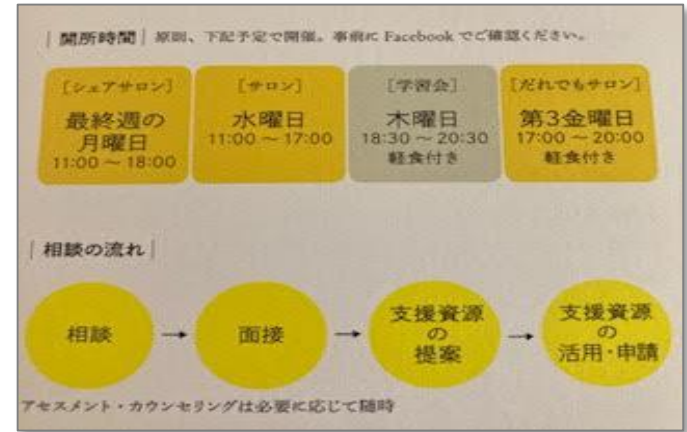
※ 就労・就学の状況、住まい・家計の状況、健康状態・医療サービスの提供状況、生活していた施設等とのつながりやサポート内容、公的なサポート内容等

# 社会的養育経験者の自立支援の取組事例

アフターケア相談所ゆずりは（東京都）

## 取組の概要

- 運営母体 社会福祉法人子供の家 2011年4月開所  
2013年より退所児童等アフターケア事業を受託
- 生活支援 生活保護申請の同行 支援措置手続きの同行 不動産屋への同行  
通院同行（主に精神科 産婦人科）アパート契約、更新手続き、  
入院・手術の手続き同行 弁護士の紹介、同行（債務整理、給与未払いなど）  
シェルター入所の手続き、保証人のサポート（アパート、アルバイト等雇用契約時、  
入院時など）
- 就学支援 高卒認定資格取得学習会の開催 各種奨学金の事務手続き
- 就労支援 ゆずりは工房でのジャム作り 就労移行、ハローワーク等への同行
- MYTRRペアレンツプログラムの開催（年に1度開催され8年目の開催を迎えた）



ゆずりはの居場所支援と伴走支援の流れ

## 取組の効果

- 児童期に受けた虐待や支配のトラウマによって、困難を抱える人の実情を知ること、  
アフターケア重要性が明らかとなり、さらなる制度や支援の充実を図ることにもつながる。
- 子どもの貧困や女性の貧困など、困難な状況でありながら社会で可視化しづらい状況  
にあるひとの声を届けてもらえることで、必要な支援の見直しや制度の改善にもつながる
- 困難な状況にあった人が、安心できる生活を送れることで、自殺防止や犯罪防止、虐  
待防止にもつながる。

## 支援の様子



ゆずりは工房  
（一般就労が困難なひとたちとジャムを製造し販売しています）

## 取組実績

アフターケア相談所ゆずりは 2020 年度相談件数

### 1 相談者数（実数） 合計 678 人

支援関係者	222 人（児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設、養育家庭、児童相談所、子ども家庭支援センター、障害福祉センター、 婦人保護施設、産婦人科・精神科医、助産院、都立高校、特別支援学校、女性シェルター、ホームレス支援団体、弁護士事務所、司法書士事務所他）
施設退所者	252 人（都内施設出身 167 人 地方施設出身 85 人）
里親家庭	42 人（里子 22 人 里親 20 人）
その他	162 人

### 2 退所者種目別相談件数（延べ数） 合計 45555 件

	生活相談	就学・就労支援	居場所支援	支援機関からの相談
件数	36789	2978	1022	4766

# 都道府県社会的養育推進計画の見直しについて

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書（令和4年2月10日）抜粋

- 社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とし、整備状況の一層の「見える化」を図る。これに伴い、里親数、施設数に加え、児童家庭支援センターや里親支援機関（フォスタリング機関）、自立支援の役割を担う機関、アドボカシーや権利擁護の体制などについても整備計画の作成を行う。
- また、この計画で整備された資源が子どもや保護者のニーズに適切に応えられていることが重要であり、整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していくとともに、「見える化」を図ることにより国は確認していくことが必要である。
- このため、社会的養育推進計画の内容、効果や課題とその適切な指標の設定について、今後、速やかに検討を開始し、可能なものから実現を図ることとする。また、都道府県等において今回の制度見直しによる新たな仕組みが施行される時点からの社会的養育推進計画の策定に当たり、必要な準備期間を確保する必要がある。

## 社会的養育推進計画の見直しの方向性

### <現行計画の課題>

- 里親等委託の推進に向けた数値目標（75%等）は一部あるものの、里親や施設の数、各種機関等の整備目標は不明確。
- 取組を評価するための指標の設定が十分でない。

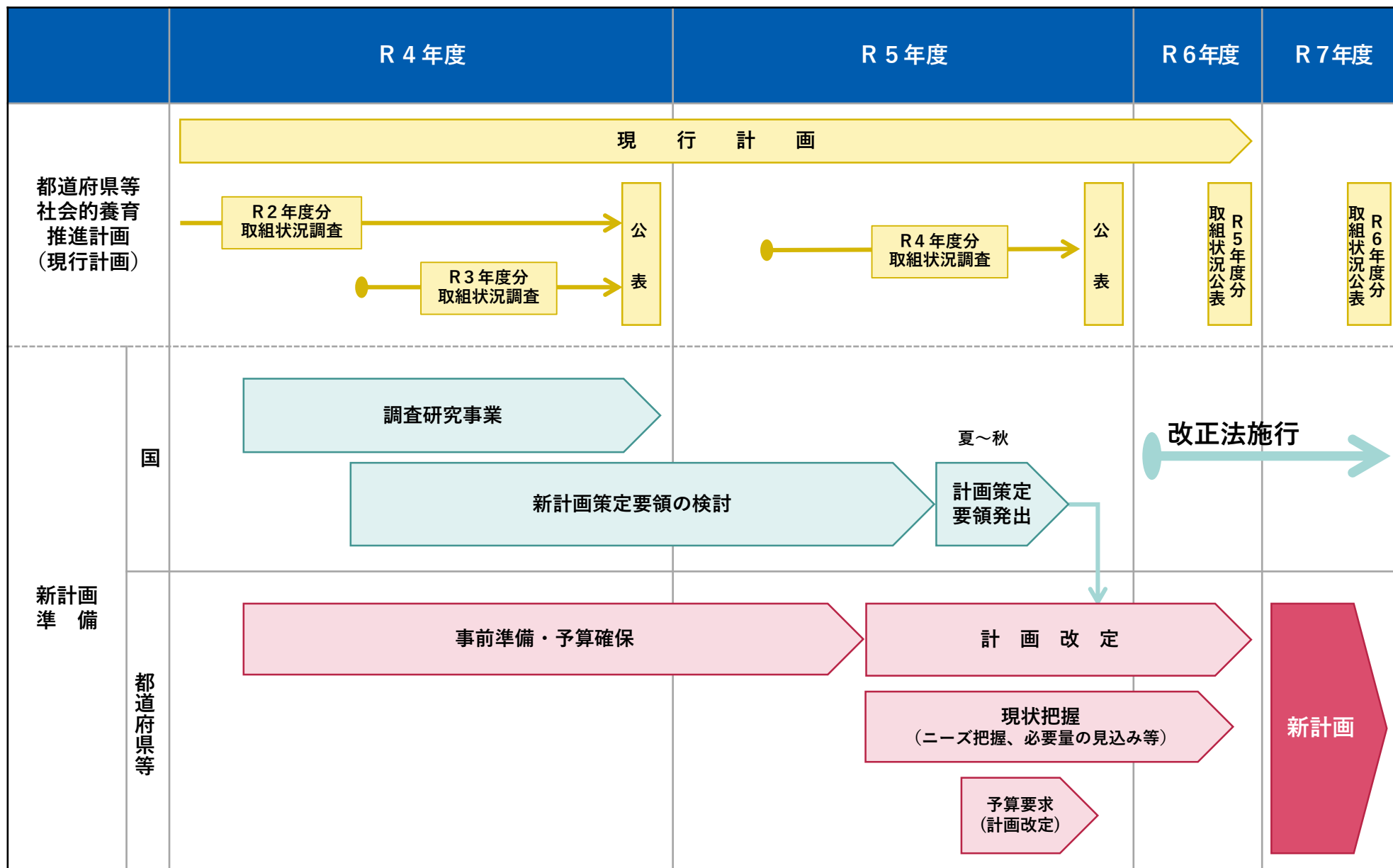
改定

### <新計画>

- 里親等委託率だけでなく、里親や施設の数、児童家庭支援センターや里親支援機関（フォスタリング機関）、自立支援の役割を担う機関、アドボカシーや権利擁護の体制などについても整備目標を設定。
- 取組を評価し、PDCAサイクルを運用するための適切な指標を設定。



●都道府県社会的養育推進計画の改定スケジュールイメージ



### 3. 共通事項



# 令和3年度安心子ども基金の執行（制度改正関係）について

令和3年度補正予算に計上した新たな子育て家庭支援を早急に整備していくための支援として、602億円を計上し、令和4年7月時点で各都道府県に対して、合計**234億円**を交付（内示）済みとなっている。

「新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援」については、第208回通常国会にて成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」の内容の一部前倒しして実施するものであり、令和6年度以降の改正法施行を見据えた事業を計上しているため、各自治体においても改正法施行前の体制整備に取り組んでいただきたい。

なお、残額**368億円**については、8月17日付事務連絡「「令和4年度（令和3年度からの繰越分）子育て支援対策臨時特例交付金（新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援）」の第3回交付決定に向けた事務について」にて、各都道府県に対して配分額を示しているため、各市町村におかれても、引き続き補正予算への計上をお願いする。

No.	都道府県名	既交付決定（内示）額	No.	都道府県名	既交付決定（内示）額	No.	都道府県名	既交付決定（内示）額	No.	都道府県名	既交付決定（内示）額
1	北海道	1,117,321 千円	13	東京都	3,055,570 千円	25	滋賀県	382,671 千円	37	香川県	500 千円
2	青森県	268,676 千円	14	神奈川県	230,945 千円	26	京都府	596,417 千円	38	愛媛県	314,269 千円
3	岩手県	270,021 千円	15	新潟県	0 千円	27	大阪府	2,086,912 千円	39	高知県	153,589 千円
4	宮城県	7,107 千円	16	富山県	237,401 千円	28	兵庫県	1,349,126 千円	40	福岡県	1,314,211 千円
5	秋田県	189,880 千円	17	石川県	277,567 千円	29	奈良県	317,120 千円	41	佐賀県	0 千円
6	山形県	0 千円	18	福井県	191,953 千円	30	和歌山県	213,801 千円	42	長崎県	326,966 千円
7	福島県	44,904 千円	19	山梨県	6,885 千円	31	鳥取県	136,123 千円	43	熊本県	449,315 千円
8	茨城県	100,844 千円	20	長野県	495,650 千円	32	島根県	44,826 千円	44	大分県	272,124 千円
9	栃木県	0 千円	21	岐阜県	0 千円	33	岡山県	470,357 千円	45	宮崎県	276,981 千円
10	群馬県	0 千円	22	静岡県	879,649 千円	34	広島県	699,043 千円	46	鹿児島県	0 千円
11	埼玉県	3,514,369 千円	23	愛知県	1,941,247 千円	35	山口県	38,177 千円	47	沖縄県	472,724 千円
12	千葉県	40,000 千円	24	三重県	432,823 千円	36	徳島県	164,616 千円		合計	23,382,680 千円



# 新たな家庭支援事業及び子ども家庭センターの市町村子ども・子育て支援事業計画等の取扱いについて

- 令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業並びに親子関係形成支援事業（以下「新たな家庭支援事業」という。）及び子ども家庭センターを児童福祉法（以下「法」という。）に位置づけた。（施行：令和6年4月1日）
  - ・ 子育て世帯訪問支援事業（法第33条の6第19項）
  - ・ 親子関係形成支援事業（法第33条の6第21項）
  - ・ 児童育成支援拠点事業（法第33条の6第20項）
  - ・ 子ども家庭センター（法第10条の2第1項）
- 今般、児童福祉法上に位置づけた新たな家庭支援事業及び子ども家庭センターは、子ども・子育て支援法（以下、「子子法」という。）上の地域子ども・子育て支援事業として、関係省庁と調整のうえ、位置づけることとしている。他の地域子ども・子育て支援事業と同様、子子法に基づく国、都道府県（広域調整等）、市町村（実施主体）の適切な役割分担の下で、住民ニーズを踏まえ、積極的な事業展開を図っていただきたい。

## 市町村子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て支援交付金の取扱いについて

- 地域子ども・子育て支援事業は、基本的には、市町村子ども・子育て支援事業計画（以下、「事業計画」という。）に基づき事業を実施することで、国・都道府県から財政支援が行われる仕組みである。今後、内閣府など関係省庁と調整のうえ交付要綱の改正や実施要綱の策定を行う予定。
- 現在、第2期事業計画（令和2年度～令和6年度）の期間中であり、**第2期事業計画最終年から、新たな家庭支援事業及び子ども家庭センターが施行となる。**
  - このため、事業を実施する市町村においては、少なくとも**今期事業計画期間中に計画の見直しを行う場合や次期の事業計画の策定の際に、事業計画に盛り込むこと**としていただきたい。
  - そのことを前提として、当面は事業計画上の位置づけがなくとも、財政支援の対象とする予定である。
  - ※ なお、量の見込みの算出等の考え方については、令和5年度中に提示する予定。

【事業計画策定スケジュールのイメージ】

